令和６年度事業計画

（令和 6.7.1～令和 7.6.30）

令和６年４月１日から相続登記の申請が義務化された。当協会でも、4 月下旬に相続・遺言に関する講演会及び相談会を開催したところ、定員数をはるかに上回る参加を得て、その関心の高さを感じ取ることができた。
嘱託登記申請の際にも、相続登記未了土地が存在することは多くあり、これまでも官公署の依頼で相続人調査も含め対応してきたが、更に、官公署と連携して相続登記の推進を図り、また、相続登記だけではなく、抹消されないまま残っている抵当権や所有権移転請求権仮登記等、嘱託登記の前提として解消する必要のある登記についても協会の受託に繋げることができるよう官公署に積極的に働きかけていく。
特定の土地・建物のみに特化して管理を行う「所有者不明土地・建物管理制度」や空家問題解決に向けても、今後の法改正を見据えながら公嘱協会として申立や管理人選任に積極的にかかわっていけるよう研修等をはじめとして受託体制を強化していきたい。
以上の公益活動を通して、嘱託登記の推進を図り、広く国民の権利を擁護し自由かつ公正な社会の形成に寄与していく所存である。

１．嘱託登記の受注に向けて

（1）業務開発事業

公益社団法人埼玉公共嘱託登記土地家屋調査士協会とも連携して、以下の官公署等への開発活動を行う。

・国関連

利根川上流河川事務所、荒川上流河川事務所、大宮国道事務所

・県関連

さいたま県土整備事務所、朝霞県土整備事務所、北本県土整備事務所、飯能県土整備事務所、行田県土整備事務所、杉戸県土整備事務所、越谷県土整備事務所、東松山県土整備事務所、熊谷県土整備事務所、秩父県土整備事務所、川越県土整備事務所、本庄県土整備事務所、総合治水事務所、企業局地域整備課、企業局地域整備事務所、総務部管財課、鉄道高架建設事務所、西関東連絡道路建設事務所、春日部農林振興センター、大宮公園事務所

・市町関連

さいたま市建設局北部建設事務所及び南部建設事務所、熊谷市、鶴ヶ島市、富士見市、所沢市、秩父市、行田市、毛呂山町、美里町、吉見町、三芳町

・その他

埼玉県住宅供給公社、春日部土地開発公社、首都高速道路株式会社

（2）所有者不明土地問題解決への継続的取り組み

長期相続登記等未了土地解消作業について、当協会は引き続き積極的に入札に参加し、

その処理にあたることにより、相続人調査業務の実績を県、市、町にアピールし、相続登記を伴う嘱託登記の受注を強化する。

（3）相続人事前調査業務
長期相続登記等未了土地解消作業の実績を踏まえ、県、市、町における相続人事前調査業務の開発活動を行う。

（4）官有地未登記問題の解決
県及び市町村を積極的に訪問し、官公署が抱える未登記問題や公簿上民地の解消について、積極的に相談に応じ受注につなげる。

2. 公益的活動
（1） 県民のための講演会の実施
（2） 県民向け相続登記等の相談会の開催
（3） 官公署等職員向け研修会への講師派遣及び相談会の実施

3. 広報事業について
・市報への相談会開催掲載
・協会ホームページへの掲載
・官公署向けパンフレットの作成

4. 組織運営等
（1） 組織活動について
・財政の効率的運用、組織の効率的運営のための諸規定の見直し
・社員数拡大の取り組み
・受注業務の質向上のための社員向けの研修会の実施
（2） 官公署及び他団体等との連携
・受託先官公署との連絡協議会の開催
・公益社団法人埼玉公共嘱託登記土地家屋調査士協会との連絡協議会の開催
・埼玉司法書士会、埼玉司法書士政治連盟、公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート埼玉支部、埼玉司法書士協同組合、埼玉青年司法書士協議会等との協議会の開催
・全国公共嘱託登記司法書士協会協議会との連絡協議会への参加
・埼玉地区用地対策連絡協議会との連携